

宮城県環境生活部
食と暮らしの安全推進課食品安全班 御中

消費者行政の充実強化をすすめる懇談会みやぎ

住所：仙台市青葉区柏木1-2-45

フォレスト仙台5階

電話番号：022-276-5162

座長 齋藤 昭子

(宮城県生活協同組合連合会会長理事)

構成団体

宮城県生活協同組合連合会会長理事	齋藤 昭子
特定非営利活動法人仙台・みやぎ消費者支援ネット代表理事	丸山 水穂
主婦連合会仙台支部会長	勝又三千子
宮城県地域婦人団体連絡協議会会長	三浦 絢子
宮城県消費者団体連絡協議会会長	熊谷 睦子
みやぎ生活協同組合理事長	齋藤 昭子
生活協同組合あいコープみやぎ理事長	小野瀬 裕義
公益財団法人みやぎ・環境とくらし・ネットワーク理事	冬木 勝仁

平成25年度宮城県食品衛生監視指導計画(案)への意見

平成25年度宮城県食品衛生監視指導計画案の策定にあたり、下記の意見を提出します。なお、次年度計画策定にあたり求めた県民の意見が、次年度計画や予算に反映できるよう、一月中にパブリックコメントを求めることを望みます。

記

1. 第2重点取り組み-1食中毒の予防対策-(3)について

生食用食肉の取扱い営業施設・飲食店に対する規格基準の遵守及び浅漬け加工業者に対する監視指導を行うことを明記したことについて評価します。

生食用食肉を取り扱う営業施設や飲食店の監視指導を行うとともに、摂食する県民に対しての注意喚起も行わなければ食中毒を防ぐことができません。県民に対して肉の生食についての注意喚起を徹底して行うことを明記すべきです。

2. 第2重点取り組み-2食品の放射性物質の検査と情報提供-(2)について

平成25年度の放射性物質検査の年間計画によれば、県産牛や県内流通食品の検査計画数は、昨年度の検査件数を700件以上も上回り、県内と畜場に搬入される牛の他に、豚などの肉についても放射性物質の検査を実施することを計画したことは、県民の安心につながります。

しかし、今後放射能汚染が心配される水産物については、生育場所や魚種により放射性物質の蓄積量に差があることから、検査件数を増やす事と情報公開が一層重要となります。

県民の健康な暮らしを支えることや安心できる情報の入手のためには、県民にとって解かりやすく情報が提供されることが必要ですが、ホームページ以外の情報については、必要な時に得やすい情報が手に入るような状況にはありません。放射性物質の検査の実施状況について、ホームページ以外にもわかりやすく県民に情報提供できるよう県政だよりやパンフレット等の媒体を活用するなど、広く県民が情報を入手できるよう、情報提供のあり方を検討することが必要です。

3. 第2重点取り組み-3 輸入食品の検査について

県民の輸入食品に対する不安をより解消するために、年間検査計画における遺伝子組み換え食品の検査品目と件数を増やすべきです。

現在輸入食品は私たち県民の身の回りに多種・多様に利用されています。平成25年度の監視指導計画には、新たにソルビン酸（果実酒、シロップ）、TBHQ（クッキー、ビスケット）、カビ毒（リンゴジュース）が検査項目に加えられました。しかし、大量に輸入される食品に対して、消費者は日本の基準に沿っているかどうか不安を抱いています。今回の計画で、残留農薬（殺虫剤・殺菌剤・殺ダニ剤・除草剤・成長調整剤）と防カビ剤の検査検体数が減少していることに不安を覚えます。また、遺伝子組み換え食品に対しては、米加工品のみが計画されているにすぎません。

年間計画における遺伝子組み換え食品の検査品目と件数を、県民の輸入食品に対する不安解消のために増やすべきです。

4. 第5-2「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」の推進について

「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」の概要、意義、結果について、県民の認知度を向上させる必要があります。

営業者による自主的な衛生管理の向上を図るため、「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」の普及及び優良施設の表彰をしています。優良施設の認証の結果についてはホームページ上の公表にとどまり、県民に広く認知されているとは言えない状況です。

この取り組みは、優良な事業者を増やすインセンティブにもなることから、「みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度」の概要、意義、結果について県民の認知度を向上させる必要があります。

5. 第6-2計画の実施状況の公表について

監視指導計画を提示するにあたっては、裏づけとなる予算を合わせて提示することが必要と考えます。

6. 第6-3消費者への食品等による健康被害防止のための情報提供について

①リスクコミュニケーションの手法を工夫し、消費者目線での情報の共有化と意見交換の円滑化を図るべきです。

県民とのリスクコミュニケーションについては、みやぎ食の安全安心推進会議や講演会・シンポジウムの開催、各種情報提供のほか、県民からの意見募集やみやぎ食の安全安心消費者モニターに対する情報提供などが行われていますが、消費者の理解がより深まる視点からの情報の共有化ができる企画や消費者が意見を出しやすい形式にするなどリスクコミュニケーションの取り組みを工夫することが必要です。

②広域食品衛生監視チーム（WAFT）の体制や位置づけを明確にし、取り組み報告と合わせて広く県民に公開すべきです。

「広域食品衛生監視チーム（WAFT）は、輸入食品取扱業者に対して、監視を行うほか、食品衛生責任者に対して、衛生管理の構築について支援を行う。また、営業者の食品衛生自主管理を支援するため、専門的な立場から必要な指導・助言を行う」と記載されています。広域化する食品の流通や輸入食品への不安が大きい中で県民のニーズに沿ったものと考えますが、取り組みについての県民の認知はされていません。こうした取り組みについての記載はありますが、広域食品衛生監視チーム（WAFT）の体制や位置づけを明確にすることが必要で、それを取り組み報告と合わせて広く県民に公開していくことが、さらなる広域流通食品の安全性を増すと考えます。

以上